

高齢者世帯等に 暖房用灯油代の一部を助成します

灯油価格の高騰に伴い、皆さんの生活全般に大きな影響を与えているため、町では高齢者世帯等に対して暖房用灯油代の一部を助成します。

●支給対象世帯は？

平成30年12月1日を基準日として、

- ★秩父別町に住所があり、現に居住している世帯
- ★町民税非課税世帯

上記★印の要件を2つとも満たす場合で、次の①～④のいずれかに該当する世帯が支給の対象です。

- ① 基準日現在で世帯主が70歳以上、同居の親族が65歳以上の世帯員で構成されている世帯。
- ② 基準日現在70歳以上の独居世帯。
- ③ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた方で、同法施行規則別表第5号に掲げる1級又は2級に該当し、主としてその方の収入により生計が維持されている世帯。
- ④ 義務教育期間終了前の子を養育する母子（父子）世帯。

※生活保護世帯、施設入所、長期間入院中の方は対象となりません。

※同一住居において住民票上、複数の世帯が存在する場合は、一つの世帯とみなします。

●支給額は？

灯油代の支給は年1回として、1世帯 **10,000円** を支給します。

●申請期限は？

平成30年 **12月28日**（金）までに申請してください。

●必要な書類は？

申請書類は、対象になる可能性がある方に送付しています。
支給対象に該当すると思われるが、申請書が届いていない場合はお問い合わせください。
なお、支給決定した後に1万円分以上の灯油を購入したことがわかる書類（領収書等）を提出いただきます。

基準日前（11月）に購入した灯油も対象としますので、申請書提出のときに領収書等を提出することも可能です。

●お問い合わせ・申請書提出先

役場住民課住民福祉グループ 電話33-2111（内線44）

資源ごみの分別にご協力をお願いします

ごみと資源ごみを分別することで、資源の再利用、ごみの減量、ごみの焼却効率がよくなり、焼却炉や埋立地の延命につながります。

北空知衛生センターに搬入された資源ごみ・粗大ごみ・燃やせないごみは、紙・容器資源や鉄くず、小型家電などに分別し売払いされています。このリサイクル収入は、資源ごみ搬入量の抛割合により按分され、平成29年度では約1,959千円（全体の7.12%）が秩父別町に配分されていて、ごみ収集やごみボックス設置補助など、町内のごみ処理事業全般に使われています。

資源ごみの分別について

紙資源ごみ

紙等の資源ごみは**4分類**に分別し、紐で十字に縛って出す。（新聞は専用のビニール袋でも可）
※著しく汚れているものは「燃やせるごみ」

ダンボール類 ダンボール・板紙・厚紙・紙箱類（菓子箱、化粧箱、薬・文房具・衣類などの紙箱）

新聞紙類 新聞、チラシ、コピー用紙

雑誌類 雑誌、書籍、カタログ、パンフレット、包装紙、封筒、紙袋など

紙パック類 飲料用紙パック

※中がアルミコーティングされている紙パックは「燃やせるごみ」

空きビン、空き缶

必ず中をすすぎ、ごみボックス内のネット・コンテナに分けて入れる。

※汚れているものや潰れているものは「燃やせないごみ」

※ビールビン・一升ビンは販売店へ返却するか、毎週月曜日に車両センター（消防支署西側）で行っている資源ごみの受入に出す。

ペットボトル

必ずキャップ・ラベルを取り除き、中をすすいでから透明な袋（買い物袋など）に入れて出す。

※汚れているものや潰れているものは「燃やせるごみ」

白色トレイ

必ず洗浄後、透明な袋に入れて出す。

※汚れているもの、色柄つきのもの、梱包用の発砲スチロールは「燃やせるごみ」

各戸に配付のごみ分別辞典（平成29年度改訂版）で確認し、収集日の午前8時30分までに出すようにしてください。

燃やせないごみ・生ごみの出し方にご注意ください

ごみステーション内で燃やせないごみと生ごみができるだけ混じらないように、**「燃やせないごみと生ごみを重ねて置かない（別々にまとめて置く）」**、**「生ごみの袋が破れそうな時は、中身のわかるビニール袋で二重にする」**などのご協力をお願いします。

生ごみの汚れや臭いがついた燃やせないごみは、資源物の分別作業ができずに埋め立てをすることになります。本来はリサイクルできるものまで無駄になってしまいますので、ご理解とご協力をお願いします。



燃やせないごみと生ごみを別々にまとめている例

平成30年度 医療給付事業のお知らせ

秩父別町と北海道は、健康や福祉の増進を図ることを目的として、下記対象者に受給者証を交付し、医療費の一部を助成しています。受給者証は毎年8月に更新しています。

◆北海道医療給付事業◆			
	重度心身障がい者医療給付事業	ひとり親家庭等医療給付事業	乳幼児等医療給付事業
受給対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1、2、3級の交付を受けた方（3級は内部障害のみ対象） 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方 重度知的障害者（児） 	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子等の母、父及び扶養されている児童（原則18歳以下） 	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から6歳（小学校就学前まで） 小学生（外来は対象外）
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満児及び市町村民税非課税世帯…かかった医療費より、初診時一部負担金を差し引いた額を助成。 初診時一部負担金…医科580円、歯科510円、柔道整復270円 上記以外の世帯…かかった医療費の1割に相当する額を差し引いた額を助成。但し、月額上限あり。 月額上限 外来：18,000円（年間限度額144,000円）【個人】 入院+外来：57,600円（多数該当の場合44,400円）【世帯】 <p>※薬の容器代、文書料等保険診療外、入院時の食事にかかる自己負担分は、助成の対象外</p>		

◆秩父別町独自の事業◆	
秩父別町乳幼児等医療費助成事業	
受給対象者	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～18歳（高校3年生）
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> 保険診療分の自己負担額全額を助成。但し、北海道医療給付事業対象者は残る自己負担額を助成。 <p>※薬の容器代、文書料等保険診療外、入院時の食事にかかる自己負担分は、助成の対象外</p>

●申請時に必要なもの●

受給者証の交付申請

- 印鑑、受給者本人の健康保険証
- 前年の所得が確認できる書類（町で所得の確認ができる方は必要ありません）
※所得によっては、北海道医療給付事業の対象とならない場合があります。
- 身体障害者手帳等（重度心身障がい者医療給付事業対象者のみ）

支払い後の支給申請

- 医療機関の領収書（診療月、初診・再診、診療点数、支払額等の確認ができる領収書）
- 印鑑
- 通帳等（振込口座がわかるもの）

※注意事項

- 自立支援医療、特定疾患等の公費負担制度や、高額療養費や学校等でのケガによる医療給付がある場合は、その残額を助成の対象とします。

新成人の皆さんへ
20歳になったら

国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代で支えようという考えで作られた仕組みで、年金の給付は生涯に渡って保障されます。

20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入することが義務付けられていますので、20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金は老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

ただし、保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。（保険料は学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度をうけることができます。）

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

●「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少なく所得が一定額以下の場合には、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）などに在学する方です。

●「納付猶予制度」

学生を除く50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

（平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。）

国民年金に加入する方 20歳以上60歳未満の方全員が国民年金（基礎年金）に加入します

加入する方

● 第1号被保険者 ●

学生、フリーター、自営業、無職の方などで、20歳以上60歳未満の方

● 第2号被保険者 ●

厚生年金の加入者（会社員）
共済組合の加入者（公務員）

● 第3号被保険者 ●

厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

加入手続

市町村の国民年金窓口へ行き、手続を行います。

勤務先が手続を行います。
厚生年金や共済組合などに加入すると、同時に国民年金も加入することになります。

第2号被保険者（配偶者）の勤務先で手続を行います。

保険料の納付

自分で納めます。
収入が少なく保険料の納付が困難なときは
学生…「学生納付特例制度」
50歳未満…「納付猶予制度」
自営業等…「保険料免除制度」があります。

厚生年金・共済組合の保険料は給与から天引きされますので、それとは別に国民年金保険料を納める必要はありません。

第2号被保険者が加入する制度全体で負担するため、国民年金保険料を自分で納める必要はありません。



「ご近所先生加工教室」が農産物加工センターくろりて開かれ、午前・午後の部併せて18名が参加しました。講師に加工室T A B I T Aの岡田さんを迎え、ピザパンやカレーパンなど6種類のパンの作り方を教わりました。

広報に掲載した写真をご希望の方、広報に関するご意見ご要望は、総務課総務グループ（広報担当）までご連絡ください。
※写真は電子メール送信による提供も可能です
・電話 33-2111（内線34番）
・メール kouhou@chippubetsu.jp



J A北いぶき青年部秩父別支部のメンバーがこども園くるみを訪れ、食育活動を行いました。町内で生産されている農産物がどんな料理の材料になるかなどを説明した後、「おにぎらず」を一緒に作りました。



2020年に迫った小学校でのプログラミング教育の必修化に向け、小学5年生を対象にプログラミング授業が行われました。児童は「Kamibot」と呼ばれるロボットを使用し、ゲーム感覚でプログラミングを体験しました。



町老人クラブ連合会主催による老人福祉センターまつりが開催されました。会場では、フラダンスやカラオケなどの演芸が披露されたほか、料飲店組合によるバザーも行われ、訪れた大勢の来場者は楽しい一日を過ごしました。



老人福祉センターで、ふれあい昼食会が開催されました。昨年に引き続き食生活改善協議会のメンバーによる栄養バランスが考慮された手作り弁当が振る舞われ、参加者たちは、談話をしながら昼食を楽しみました。



社会科見学の一環として、小学4年生の児童21名が役場を訪れました。庁舎内を見学した後、町長室訪問を行い、屋外遊戯場キュービックコネクションを造った理由やオープン後の来場者数など、児童が直接町長に質問していました。



認定こども園の園児たちが、特別養護老人ホーム和敬園を訪問し、おゆうぎ会での踊りを披露しました。

かわいらしく一生懸命踊る園児たちに、入所者から拍手と歓声が沸き起こっていました。

町シルバー見守り協議会では、町内のお年寄りが住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、株式会社ホームマックニコットと新たに見守り協定を締結しました。この協定は、「ホームマックニコット秩父別店」の従業員が普段から利用している町内のお年寄りの異変に気づいた際に、シルバー見守り協議会に連絡するほか、緊急の場合は消防・警察に通報することなどが規定されています。協定締結のため来庁した同社の氏家智代表取締役社長は「少しでも秩父別町のために貢献できれば」と話し、神薮町長は「高齢者の見守りについてますますのご協力をお願いしたい」と話しました。



見守り協定の調印を終えた氏家社長（写真左）と神薮町長

株式会社ホームマックニコットと
高齢者の見守り協定を締結しました



お子さんの一貫した発達支援を行うための「ステップちっぐ母子手帳+」を利用した関係機関との連携の体制づくりが評価されました

地域に密着した母子健康活動が評価され、町住民課保健師の宮武主幹が「第40回母子保健奨励賞」を受賞しました。同賞は、公益財団法人母子衛生研究会が主催し、母子保健の一層の発展に寄与することを目的として、1979年に国際児童年を記念して創設されています。今回の受賞は町が推進する乳幼児期から高校卒業までの一貫した発達支援を行うに当たり、保健・保育・教育など関係機関との連携の体制づくりが評価されたもので、道内からは3年ぶりの受賞となりました。11月15日に東京都で行われた表彰式の前日には、東宮御所への参内、皇太子殿下のご接見も行われ、皇太子さまから宮武主幹に対し「これからも頑張ってください」とお声を掛けていただきました。

町住民課宮武保健師が
第40回母子保健奨励賞を受賞しました